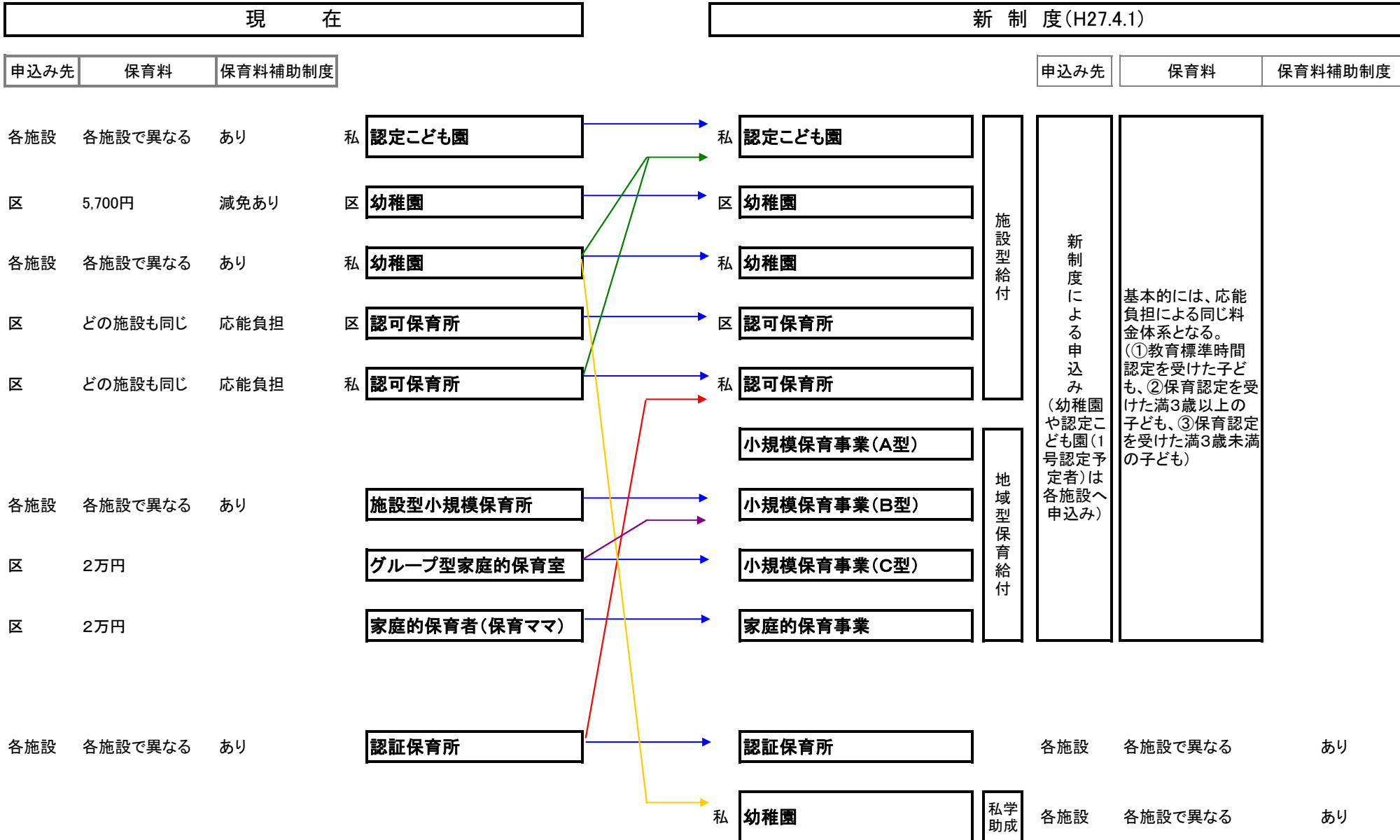


新制度へ移行した場合の各施設等の状況等について





新制度の利用の流れ

施設などの利用を希望する
利用のための認定を受けて
保護者の方に、
いただきます。

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

が決まっていきます。
んが、
ださい。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

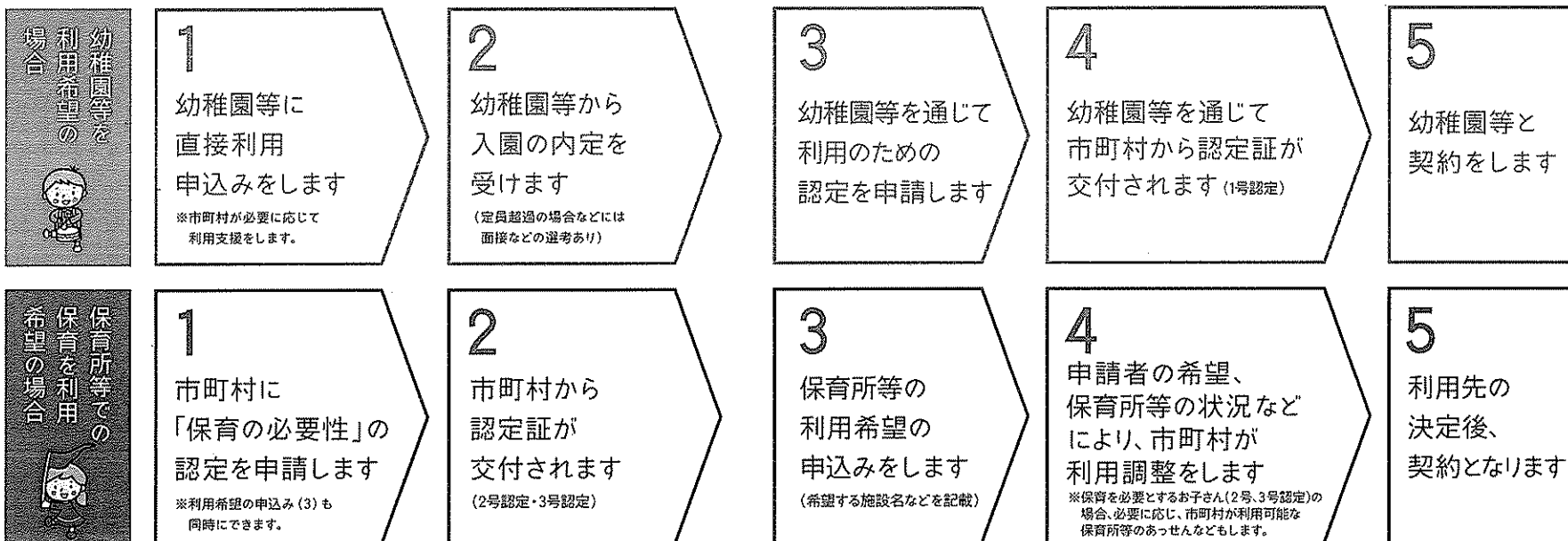
お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

2014年
秋頃スタート

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、
国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・
公立保育所・地域型保育を
利用する場合




利用者は施設・事業者と契約し、
保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。

私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		現行どおりとする場合
		「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) 	「施設型給付」を受ける幼稚園 	「施設型給付」を受けない幼稚園 ^{*1} _{*2} 
位置付け・役割	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育二一ズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育二一ズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設
	確認	<ul style="list-style-type: none"> (幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市 (幼稚園型) ●都道府県 	●都道府県	●都道府県
施設 の認可・指導監督等	認可	(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市	●都道府県	●都道府県
	確認	(幼保連携型・幼稚園型共通) ●市町村	●市町村	
財政措置	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」^{*3} ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費
	確認	<ul style="list-style-type: none"> ●私学助成(特別補助等)^{*4} 		
取扱い 選考・保育料等の	認可	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く ●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要) ●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担) ●上乗せ徴収可 ※上乗せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要 		<ul style="list-style-type: none"> ●選考は特に制約なし ●利用者負担は設置者が設定
	確認			

*1 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされます(施行に当たっては平成26年秋頃に市町村から全園に確認される予定)。

*2 当分の間は、毎年、秋頃に各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。

*3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。

*4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助については新制度に移行する園も対象とする方向で検討しています(実際には各都道府県の予算により決まります)。

12 保育料徴収基準額表

平成25年11月1日現在(平成20年4月から適用)

(単位 円)

階層	所得等の条件	保育料(月額)						延長保育料(月額)			
		0~2歳児		3歳児		4,5歳児		1日あたり1時間の場合の月額保育料			
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	0~2歳児	3歳児	4,5歳児	
A	生活保護・中国残留邦人等の支援給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	所得税非課税	前年度分住民税非課税	1,200	600	1,200	600	1,200	600	200	200	200
C1		前年度分住民税均等割のみ	3,100	1,550	2,500	1,250	2,500	1,250	800	800	800
C2		前年度分住民税所得割 5,000円未満	3,400	1,700	3,000	1,500	3,000	1,500			
C3		前年度分住民税所得割 5,000円以上	4,000	2,000	3,700	1,850	3,600	1,800			
D1	前年度所得税	2,000円未満	7,900	3,950	6,800	3,400	6,800	3,400	1,100	1,100	1,100
D2		2,000~11,000円未満	9,500	4,750	8,500	4,250	8,400	4,200			
D3		11,000~20,000円未満	10,600	5,300	10,500	5,250	10,400	5,200			
D4		20,000~38,000円未満	16,600	8,300	12,100	6,050	12,000	6,000	1,700	1,500	1,500
D5		38,000~57,000円未満	20,300	10,150	13,900	6,950	13,800	6,900	2,100		
D6		57,000~76,000円未満	23,100	11,550	15,900	7,950	15,800	7,900	2,300		
D7		76,000~95,000円未満	25,200	12,600	17,400	8,700	17,300	8,650	2,500	1,700	1,700
D8		95,000~128,000円未満	27,100	13,550	18,600	9,300	18,500	9,250	2,700	1,900	1,800
D9		128,000~165,000円未満	29,100	14,550	19,800	9,900	19,600	9,800	2,900	2,000	2,000
D10		165,000~202,000円未満	31,600	15,800	21,900	10,950	20,400	10,200	3,100	2,100	
D11		202,000~240,000円未満	33,400	16,700	23,100	11,550			3,300	2,200	
D12		240,000~278,000円未満	34,900	17,450	24,000	12,000			3,400	2,300	
D13		278,000~316,000円未満	36,600	21,960	25,000	15,000			12,240	3,600	2,400
D14		316,000~354,000円未満	38,900	23,340	25,800	15,480	21,200	12,720	3,800	2,500	2,100
D15		354,000~392,000円未満	40,400	24,240					4,000		
D16		392,000~430,000円未満	41,700	25,020					4,100		
D17	430,000~468,000円未満	43,200	25,920	4,300							
D18	468,000~653,000円未満	47,400	33,180	26,600	18,620	22,000	15,400	4,700	2,600	2,200	
D19	653,000~838,000円未満	52,900	37,030					5,200			
D20	838,000~1,030,000円未満	57,700	40,390					5,700			
D21	1,030,000円以上	61,500	43,050					6,100			

- ・ 所得税を計算するとき、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除等の規定は、適用されません。
- ・ 第2子の保育料は、同時に2人以上認可保育園に在園している場合に、2人目に適用されます。
- ・ 延長保育料は、第1子・第2子に関わらず、上記表の金額になります。
- ・ 同時に3人以上認可保育園に在園している場合、3人目以降の保育料および延長保育料は無料になります。
- ・ 私立の認可保育園の延長保育料は、園にご確認ください。
- ・ 所得税額は、廃止になった年少扶養控除分を控除して再計算します。
- ・ 今後保育料を改定する場合があります。
- ・ 次の階層の方で前年度固定資産税を課税されている方は、認定する階層が変更されます。

区 分	認定する階層
C1階層で、25年度分の固定資産税が、4,000円以上の世帯	C2
C2階層で、25年度分の固定資産税が、6,000円以上の世帯	C3
C3階層で、25年度分の固定資産税が、8,000円以上の世帯	D1
D1階層で、25年度分の固定資産税が、10,000円以上の世帯	D2